

随意契約結果(物品等)

第1四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	行政手続法追録ほか13点 概算買入	51図書	(株) ぎょうせい	1,743,379	4月1日	2号	G 8	-
2	令和4年度道路橋梁総合管理システム 用ライセンス-1買入	260A機器・ 用品	富士通Japan(株)	3,524,400	5月20日	2号	G 3 0	-
3	令和4年度道路橋梁総合管理システム 用ライセンス-2買入	260A機器・ 用品	富士通Japan(株)	3,425,400	5月20日	2号	G 3 0	-
4	令和4年度道路橋梁総合管理システム 用ライセンス-7買入	260A機器・ 用品	富士通Japan(株)	3,773,000	5月20日	2号	G 3 0	-
5	駐車場共通回数券ほか1点印刷	08特殊印刷	アマノ(株)	1,357,950	6月1日	2号	G 3	-

随意契約理由書

1 案件名称

行政手続法追録ほか13点 概算買入

2 契約相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である上記業者が、唯一の販売業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記契約相手方との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課

2

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度道路橋梁総合管理システム用ライセンスー1買入

2. 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 (IBM パートナー)

3. 随意契約理由

道路橋梁総合管理システム(以下、道橋システム)はこれまでに蓄積された道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等を管理するためのシステムである。

買入予定ライセンスである WebSphere は、道橋システムを運用するために必要なソフトウェアライセンスであり、日本 IBM 株式会社しか販売できないライセンスである。

このため、日本 IBM 株式会社から紹介してもらう IBM パートナーと契約を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき)により、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課

3

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度道路橋梁総合管理システム用ライセンスー2買入

2. 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3. 随意契約理由

道路橋梁総合管理システム（以下、道橋システム）はこれまでに蓄積された道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等を管理するためのシステムである。

買入予定ライセンスである Symfoware は、道橋システムを運用するために必要なソフトウェアライセンスであり、富士通 Japan 株式会社しか販売できないライセンスである。

このため、富士通 Japan 株式会社と契約を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき）により、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課

4

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度道路橋梁総合管理システム用ライセンス7買入

2. 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3. 随意契約理由

本件は、道路橋梁総合管理システム（以下、道橋システム）を運用するために必要なソフトウェアライセンスである Windows Server 2019 Standard、MS Office Standard 2019 を買入れるものである。

今般、受注者を選定すべく本年3月9日に入札を執行したところ、応札がなく入札不調となった。入札がなかった理由について、事前見積回答業者にヒアリングを行った結果、当該ソフトウェアライセンスを取り扱う事は、パートナー契約を締結している業者のみ取り扱いが可能であること、社内で入札参加の検討をした結果応札を見送ったことが原因であると判明した。

事前見積の業者選定にあたっては、本市の入札参加資格「26 OA 機器・用品」を有しており、かつ直近5年間、ライセンス調達の場合に対して入札実績のある業者またはサーバー等の機器調達案件に対して入札実績のある業者合計13者を選定したところであるが、今回の入札結果やヒアリング結果から本ライセンスを取り扱うことができるのは富士通 Japan 株式会社1者のみと判明した。

また、現在次期システムの構築に向けて別途契約手続きを進めているところであるが、本ライセンスなしではシステムを構築できず、スケジュール上、下記日程までに納入を終えている必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき）により、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか1点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課